

生活関連業種の減免対象範囲

別紙

業 種	対 象 範 囲	要 件
1 パン製造小売業	店舗を設け、一般消費者を対象に主として食パン（菓子パンを含む。）の製造・販売を業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量	食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の規定による東京都知事（以下「知事」という。）の許可を受けて営業する者（以下「食品衛生法の許可を受けて営業する者」という。）であること。
2 クリーニング業	クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第2条第4項に規定するクリーニング所（洗濯物の処理をしない単なる受取り及び引渡しのための施設を除く。以下同じ。）を設置して、クリーニング業（繊維製品を使用させるため貸与し、その使用済み後は、これを回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行うものを除く。）を営む者が、当該クリーニング所において、直接、その営業のために使用した水量	クリーニング業法第五条の二の規定による知事の確認を受けて営業する者であること。
3 魚介類小売業	店舗を設け、一般消費者を対象に主として生鮮魚介類の販売を業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量	食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。
4 豆腐製造小売業	店舗を設け、一般消費者を対象に主として豆腐の製造・販売を業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量	食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。
5 日本そば店	店舗を設け、一般消費者を対象にそば、うどん等を食させることを業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量	食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。
6 中華そば店	店舗を設け、一般消費者を対象に中華そば等を食させることを業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量	食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

7 めん類製造業	主としてめん類（ゆでめん、生めん、中華めん等をいい、乾めんを含む。）の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量	食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。
8 野菜小売業	店舗を設け、一般消費者を対象に主として生鮮野菜類の販売を業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量	
9 かまぼこ水産加工業	主としてかまぼこ等魚肉ねり製品の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量	食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。
10 こんにやく製造業	主としてこんにやくの製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量	食品製造業等取締条例（昭和二十八年東京都条例第百十一号）第七条の規定による知事の許可を受けて営業する者（以下「食品製造業等取締条例の許可を受けて営業する者」という。）であること。
11 民生食堂・大衆食堂	<p>民生食堂 東京都民生食堂指定要綱（昭和48年3月26日47民福地第570号民生局長決定）第5条第1項の規定により、知事の指定を受け、食堂を営む者が、当該食堂において、直接、その営業のために使用した水量</p> <p>大衆食堂 店舗を設け、一般消費者を対象に米飯と多品種の副食物等を一般市価よりも低廉な価格で食させることを業とする者が、当該食堂において、直接、その営業のために使用した水量</p>	食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

12 食肉小売業	店舗を設け、一般消費者を対象に主として食肉（牛、豚、鶏等の食肉をいい、臓器を含む。）の販売を業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量	食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。
13 大衆すし店	店舗を設け、一般消費者を対象に主として調理したすしを食させることを業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量	1人前（並握りずし）1,100円以下で食させる者で、食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。
14 あん類製造業	主としてあん類の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量	食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。
15 ソース製造業	主としてソース類（ウスターソース、果実ソース、果実ピューレ、ケチャップ又はマヨネーズ）の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量	食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。
16 つけ物製造業	主としてつけ物（野菜、果実、きのこ等を塩、みそ等に漬けたもの）の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量	食品製造業等取締条例の許可を受けて営業する者又は食品衛生法施行細則（昭和二十三年東京都規則第百三十号）第十六条の規定により報告書を所轄保健所長に提出して営業する者であること。
17 そうざい製造業	主としてそうざい〔煮物（つくだ煮を除く。）、焼物、揚物等の副食物〕の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量	食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。
18 つくだ煮製造業	主としてつくだ煮（あさり、昆布、小魚等を煮詰めたもの）の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量	食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。
19 ハム・ソーセージ製造業	主として食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの）の製造（小分け包装のみの場合を除く。）を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量	食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。

20 水産物仲卸業	中央卸売市場に店舗を設け、主として一般小売店を対象に水産物を販売する仲卸業を営む者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量	食品衛生法の許可を受けて営業する者で、東京都中央卸売市場条例(昭和四十六年東京都条例第四百四十四号)第四十三条の規定による知事の許可を受けて営業するものであること。
21 簡易宿所営業等	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項及び第3項に規定する簡易宿所営業等〔風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業に係るものを除く。〕を営む者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量	旅館業法第三条第一項の規定による知事の許可を受けて営業する者で、それぞれ次の要件を満たすものであること。 (一)旅館業法第二条第二項に規定するもの 宿泊定員の半数以上を一人一泊当たり五千円以下で宿泊させる施設を備えていること。 (二)旅館業法第二条第三項に規定するもの 宿泊定員の半数以上を一人一泊当たり二千円以下で宿泊させる施設を備えていること。
22 理容業	理容師法(昭和22年法律第234号)第1条の2第3項に規定する理容所を設置して、一般消費者を対象に理容業を営む者が、当該理容所において、直接、その営業のために使用した水量	理容師法第十一条第一項の規定により知事に届け出て営業する者であること。
23 美容業	美容師法(昭和32年法律第163号)第2条第3項に規定する美容所を設置して、一般消費者を対象に美容業を営む者が、当該美容所において、直接、その営業のために使用した水量	美容師法第十一条第一項の規定により知事に届け出て営業する者であること。

備考

- 一 業種の欄に掲げる営業のために使用した汚水排出量に係る料金は、東京都下水道条例施行規程(昭和三十一年東京都下水道局管理規程第二十八号)第二十六条の三に規定する徴収単位ごとに算出するものであること。
- 二 業種の欄に掲げる営業を行う店舗がチェーン店又はフランチャイズ店で、水道使用者名にチェーン店名又はフランチャイズ店名が使用されている場合(一部使用を含む。)、当該下水道使用者は、減免措置の対象とならないものとする。
- 三 業種の欄に掲げる営業に係る水道料金及び下水道料金の請求先が本社等に集約され、その支払い(口座振替、事前登録によるクレジットカード払い含む。)が行われている場合、当該下水道使用者は、減免措置の対象とならないものとする。